

老高発 0812 第 1 号
老認発 0812 第 1 号
老老発 0812 第 1 号
令和 4 年 8 月 12 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局 高齢者支援課長
(公印省略)
認知症施策・地域介護推進課長
(公印省略)
老人保健課長
(公印省略)

居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間における
データ連携のための標準仕様について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。介護分野における業務効率化を図るためには、ICT を活用した情報連携により、異なるベンダーの介護ソフト間であってもデータ連携ができることが重要です。令和元年度には、「居宅介護サービス計画書のデータ連携が促進されるよう、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（以下「ケアプラン標準仕様」という。）を作成し、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」について」の一部改正について（令和 2 年 3 月 26 日老振発 0326 第 1 号）によりお示ししているところです。

また、ケアプラン標準仕様の元となっている居宅サービス計画書の様式について、令和 3 年度介護報酬改定に伴う改正を行い、その内容を「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について（令和 3 年 3 月 31 日老認発 0331 第 6 号）によりお示ししているところです。

今般、居宅サービス計画書の様式の一部改正に伴い、ケアプラン標準仕様について見直しを行いました（別添 1）。加えて、これまでの調査研究事業において、居宅介護支援における入院時情報連携加算及び退院・退所加算の算定に必要な様式や、訪問看護ステーション、かかりつけ医及びケアマネジャーの連携に必要な様式については、データ連携の効果が高いことが示唆されていることから、「入退院時情報連携標準仕

様」（別添2）及び「訪問看護計画等標準仕様」（別添3）を作成しました。

それぞれの標準仕様に沿ったファイルの出力・取込ができるよう、介護ソフト等の改修を行うことで、異なるソフト間でもデータ連携が可能となり、居宅介護支援事業所、介護サービス提供事業所の負担軽減が期待されます。

各都道府県におかれましては、趣旨をご理解の上、別紙標準仕様について、管内市町村、介護事業者、関係団体、関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、従前の「「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」について」の一部改正について」（令和2年3月26日老振発0326第1号）は廃止いたします。